別記５

甲及び乙のリスク負担

当業務におけるリスクに対する責任・負担の帰属は下表のとおりとする。下表に記載のないリスクについては、その責めに帰すべき理由を多く有しているものがリスクを分担することを原則とし、甲乙協議のうえ責任・負担の帰属を決定する。

種　類	内　　容	リスク分担	
		甲	乙
仕様変更	甲の指示による仕様の変更	○	
	乙の都合による仕様の変更		○
個人情報の漏洩等	甲に帰する事由による個人情報の不正取得、漏洩等	○	
	乙に帰する事由による個人情報の不正取得、漏洩等		○
クレーム	電話催告及び居住確認調査上のクレーム		○
	上記以外のクレーム	○	
甲に帰属するシステム・物品等の損壊	乙の従事者の故意又は重過失による損壊		○
	上記以外の事由による損壊	○	
乙に帰属するシステム・物品等の損壊	甲の職員の故意又は重過失による損壊	○	
	上記以外の事由による損壊		○
第三者への賠償	乙の従事者の故意又は重過失による賠償		○
	上記以外の事由による賠償	○	
労務災害	乙の従事者の労務災害		○